八　特定非課税管理勘定　特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいう。

第三十七条の十四第六項から第十項までを削り、同条第十一項中「非課税口座簡易開設届出書」を「非課税口座開設届出書」に、「第五項第一号」を「前項第一号」に、「番号既告知者」を「既に個人番号を告知している者として政令で定める者（第八項において「番号既告知者」という。）」に、「により」を「（財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法をいう。以下この条及び次条において同じ。）により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「非課税口座簡易開設届出書の提出」を「非課税口座開設届出書の提出」に改め、「及び第九項の規定による申請事項（当該非課税口座簡易開設届出書に記載された第五項第六号イ(2)又はロに掲げる勘定設定期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）の提供」を削り、同項第一号中「及び申請事項」を削り、「非課税口座簡易開設届出書が第十四項」を「非課税口座開設届出書が第九項」に、「第十五項」を「第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8　非課税口座開設届出書の提出をしようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、政令で定めるところにより、その提出をする際、第五項第一号の金融商品取引業者等の営業所の長に、その者の住民票の写しその他の政令で定める書類を提示し、又は第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書等を送信して氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項、次項及び第三十一項において同じ。）及び個人番号（番号既告知者にあつては、氏名、生年月日及び住所。次項において同じ。）を告知し、当該告知をした事項につき確認を受けなければならない。

9　金融商品取引業者等の営業所の長は、前項の告知を受けたものと異なる氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されている非課税口座開設届出書並びに当該金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出がされた非課税口座開設届出書については、これを受理することができない。

10　非課税口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座開設届出書の提出をする場合には、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を非課税口座開設届出書に添付しなければならない。

11　非課税口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）の提出をすることができない。

第三十七条の十四第十三項から第十五項までを削り、同条第十六項中「非課税口座簡易開設届出書」を「非課税口座開設届出書」に、「第十四項」を「第九項」に、「設定された」を「開設された」に、「設定の」を「開設の」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十七項を削り、同条第十八項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、「者は」の下に「、当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「この条」を「第十五項まで」に、「を、当該金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該金融商品取引業者等変更届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類（第三十七条の十一の四第一項に規定する住所等確認書類をいう。第十六項において同じ。）の提示又はその者の特定署名用電子証明書等（同条第一項に規定する特定署名用電子証明書等をいう。第十六項において同じ。）の送信と併せて行われるものを含む。以下第十五項までにおいて同じ。）をしなければ」に、「を提出する」を「の提出をする」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十九項第一号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項第二号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同号ただし書中「非課税適用確認書の提出を受けた場合又は第二十四項」を「第十九項」に、「若しくは」を「又は」に、「第二十六項第一号」を「第二十一項第一号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十項中「を提出した」を「の提出をした」に、「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に、「第二十六項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十一項中「者は」の下に「、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「を、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該非課税口座廃止届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該非課税口座廃止届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。以下この条において同じ。）をしなければ」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十二項を同条第十七項とし、同条第二十三項中「を提出した」を「の提出をした」に、「第二十六項」を「第二十一項」に改め、同項各号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定又は特定累積投資勘定」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十四項中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十五項中「第五項第一号」を「第十項」に、「若しくは累積投資勘定」を「、累積投資勘定若しくは特定累積投資勘定」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十六項中「第二十項又は第二十三項」を「第十五項又は第十八項」に改め、同項第一号中「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定及び特定累積投資勘定」に改め、同項第二号中「及び累積投資勘定」を「、累積投資勘定及び特定累積投資勘定」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十七項中「第三十一項並びに」を「第二十六項並びに」に、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改め、同項第一号中「第二十九項」を「第二十四項」に、「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「第三十一項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十八項中「第二十項」を「第十五項」に、「第二十四項」を「第十九項」に、「、第三十二項及び第三十三項」を「及び第二十七項から第二十九項まで」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十九項中「第二十七項」を「第二十二項」に、「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「第三十一項」を「第二十六項」に、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「非課税口座開設届出書並びに当該金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出がされた非課税口座開設届出書」とあるのは、「帰国届出書」と読み替えるものとする。

第三十七条の十四第三十項を同条第二十五項とし、同条第三十一項中「非課税口座廃止届出書を」を削り、「提出した」を「非課税口座廃止届出書の提出をした」に、「第二十七項」を「第二十二項」に、「第二十九項」を「第二十四項」に、「第二十二項及び第二十三項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十二項中「第九項、第十一項、第十七項、第二十項、第二十三項、第二十五項」を「第六項、第十五項、第十八項、第二十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十三項中「平成三十五年」を「令和五年」に、「二十歳」を「十八歳」に改め、「次条第五項第一号に規定する」及び「同日の属する年の属する勘定設定期間の記載がある非課税適用確認書が添付された」を削り、「第九項」を「第六項」に、「申請事項」を「届出事項」に改め、「、当該金融商品取引業者等の営業所の長は同日に第十七項に規定する所轄税務署長に同項に規定する事項を提供したものと」を削り、同項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29　居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和六年から令和十年までの各年（その年一月一日において当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が十八歳である年に限る。）の一月一日において金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している場合には、当該居住者又は恒久